

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－B型）

仕 様 書

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I－B型）仕様書

第1 総則

- 1 この仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合消防局（以下「発注者」という。）が購入する災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（以下「車両」という。）の製作に関する一切に適用する。
- 2 車両の製作は、この仕様書及び製作承認図等（契約後受注者にて製作すること。）によるほか緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱並びに補助金等の関係法令に準ずること。
- 3 車両は、道路運送車両法及び道路運送車両法の保安基準に適合し、緊急自動車としての承認が得られること。
- 4 受注者は、消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足し、品質確保、環境対策の配慮から ISO9001、ISO14001 認証取得による品質環境管理システムによって製造が行われていること。
- 5 車両・装備及び付属品については、特に指定するもの以外、すべてメーカー純正品又は日本工業規格に適合した新品とし、各種関係法令に適合するものとする。また、塗装については、最上質の仕上げとする。
- 6 製作艱装にあたっては、次の点に留意すること。
 - （1）頑丈かつ軽量であり優美であること。
 - （2）車両本体は、常時登録された車両総重量の状態において十分に耐え得る構造強度であること。
- 7 受注者は、契約にあたりこの仕様書を了承し、不審な点については、発注者に質問し、十分に熟知した上で契約すること。
- 8 受注者は、契約後仕様書詳細について発注者と打合せを行い、製作承認図等を発注者に提出し、承認を得て製作に着手すること。
- 9 受注者は、契約後製作にあたりこの仕様書に疑問が生じた場合は、発注者に連絡の上、承認又は指示を受けること。
- 10 受注者は、製作にあたりこの仕様書を変更する必要がある場合には、発注者と打合せの上、変更承認図等を提出し、承認を得ること。ただし、その費用は受注者の負担とする。
- 11 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。
- 12 受注者は、設計・製作・材料・部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。
- 13 受注者は、製作工程表に基づき、次の検査を受けること。また、検査を受けようとするときは、事前に書面にて依頼すること。

（1）中間検査

発注者が適当と判断する時期に、本仕様書、製作承認図書および事前協議事項に基づき、艱装状況の確認、是正に係る指示、協議のため、受注者の製作工場に出向し検査する。

（2）完成検査（納入検収）

道路運送車両法および道路運送の保安基準等関係法令に係る検査に合格適合し、消防自動車としての承認が得られた後、車両の外観、保安装置、装備品、積載品等の機能、性能、員数お

よび取り付け、積載状況について、発注者が納入場所において検査を行う。また、中間検査は正指示事項に基づく改修状況についても検査する。なお、完成検査は、全ての工程が完了した時点とし、納車期限までに補修または調整できる余裕日数を考慮すること。

(3) その他

製作途中において検査する必要がある場合は、上記以外に検査を実施することがある。

14 納期は次のとおりとする。

- (1) 納期 : 令和9年3月24日
- (2) 納入場所 : 鳥取県西部広域行政管理組合消防局
- (3) 発注台数 : 1台(装備品、積載品等含む)

15 補足

(1) 保証

車両及び積載品等全ての保証期間は、メーカーの定めた期間とし、保証期間の定めのないものについては納入後1年間とする。また、設計不良及び材質不良等に起因する不都合箇所発生の場合は、保証期間を問わず、文書で理由を添え、受注者の責任において早急かつ無償で修理又は部品交換を行うこと。

(2) 登録諸費用

車両登録(リサイクル料、車庫証明、緊急車指定申請書を含む)及び回送納入等は、経費を含めすべて受注者の責任において行うものとする。ただし、自動車重量税及び自賠責保険は、発注者の負担とする。

(3) 無償点検整備

受注者は納車後1,000km又は1ヶ月経過後にシャシディーラーによる無償点検(エンジンオイル及びエレメント交換含む)を実施するものとする。ただし、この時期については本車両の使用状況及び運用状況に応じて変更することがあるため、詳細については発注者と別途協議することとする。

(4) 講習

「消防車両の安全基準について」に基づき、受注者は、安全操作技能講習及び点検整備講習について発注者職員に対し、無償で技術指導を行うこと。

16 仕様書に記載のない事項については、発注者と協議の上決定すること。

17 下取り

- (1) 入札金額は、既存車両(米子消防署皆生出張所配備 皆生タンク車・鳥取800は337)の下取り価格を差し引いた金額を計上するものとする。また、下取りに係る費用は一切受注者の負担とする。
- (2) 下取り車両は現状渡しとし、使用済み自動車の再資源化等に関する法律に基づき、受注者において輸送、解体処分し永久抹消登録すること。なお、一時抹消登録証明書または、登録識別情報通知書(一時抹消登録)及び登録事項等証明書をそれぞれ発注者に提出すること。
- (3) 売却車両の輸送、解体処分及び永久抹消登録等に係る経費(リサイクル料金未預託部分含む)は受注者が負担するものとする。なお、車両引き渡し後の事故、損傷等について発注者は一切責任を負わないものとする。
- (4) 自動車重量税の還付手続きを受注者が行い、還付金を発注者が指定する方法で発注者に納入すること。ただし、自賠責保険の還付手続きについては、発注者が行うものとする。

18 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項で、メーカーの公表した仕様及び艤装については、当然これを施すこと。
- (2) 型式等（付属品・部品含む）に変更が生じた場合（製造中止を含む）は、発注者の承認を得て同等以上の性能、装備を満たす新型の型式とすることができる。
- (3) 緊急自動車であるため、迅速な修理が行なえるように体制を整えていること。
- (4) 納車時は燃料を満載すること。

第2 提出書類

1 承認図書

受注者は契約後、速やかに発注者と車両製作上の打ち合わせを詳細に行った上で、下記の書類を製本提出し、車両製作の承認を受けること。

- (1) 製作承認図書一式（A4ファイル） 3部
 - ① シャシ及びポンプ等製作工程表（納車までの日程含む）
 - ② シャシ及びポンプ等艤装承認図
 - ③ 各機構装置図
- (2) 契約金額明細書 1部
- (3) その他発注者が指示するもの

2 完成図書等

受注者は、車両納入時に下記の書類を製本し提出すること。

- (1) 完成図書一式（A4ファイル） 3部
 - ① 完成図（5面図）
 - ② 自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し
※車両登録後直ちに発注者にデータ送付すること。
 - ③ 本車両カラー写真（前後左右上部）
 - ④ 積載品カラー写真
 - ⑤ 工程写真（製作中および車両工程）
 - ⑥ 各配管図及び電気配線図
 - ⑦ 車両取説明書
 - ⑧ 車両整備解説書（1部）
 - ⑨ ポンプ取扱説明書
 - ⑩ ポンプ性能試験成績表
 - ⑪ ポンプ受託試験プレートの写し
 - ⑫ 積載資機材取扱説明書一式
 - ⑬ 各種保証書（A4ファイリングしたもの） 1部
 - (2) 納品書（内訳書含む） 1部
 - (3) 緊急時連絡先、担当者名等を明記したアフターサービス体制の概要書類 2部
 - (4) その他発注者が指示するもの（必要部数）
- ### 3 納入時の提出書類及び車両付属の資機材一覧（写真付）についてはA4版ファイル（見出し付き）に綴ったものと、それをデータ（PDFファイル）としてDVDもしくはCDに取り込んでも

のを提出すること。

第3 車両の概要

1 製作の概要

本車両は、水槽付消防自動車であり、1, 500ℓ以上の水槽を装備し、長時間の使用に十分に耐え、全ての関係法令に適合し、さらには、緊急時においても安全かつ迅速、確実に使用可能な構造、強度及び機能を有するものであること。

2 車両概要

- | | |
|----------|--|
| (1) シャシ | 消防専用シャシ |
| | 車両全長 7, 000mm以上 8, 000mm未満 |
| | 車両全幅 2, 000mm以上 |
| | 車両全高 3, 100mm以下 |
| | ホイールベース 3, 500mm以上 |
| | 車両総重量 11t 未満 |
| | 総排気量 5, 000cc 以上 |
| (2) 駆動方式 | 4輪駆動車 |
| (3) タイヤ | 標準タイヤ6本（アルミホイール付）
スタッドレスタイヤ6本（アルミホイール付） |
| (4) 艗装 | 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 I-B型（寒冷地仕様） |
| (5) 塗色 | 朱色（消防車緊急車仕様） |

第4 艗装

1 艗装の主要事項は、本仕様書によること。

2 ポンプ架装

(1) 主ポンプ

動力消防ポンプの技術上の規格適合品とする。（A2級以上）

(2) 真空ポンプ

ア 動力消防ポンプの技術上の規格適合品とする。

イ 駆動は電気式で作動する方式とし、非常（予備）回路（装置）付きで、揚水完了時に自動的に停止する機能を有すること。

ウ 揚水操作に係わる真空ポンプの作動、停止及び回転数の制御を自動的に行うとともに、自動揚水システムに機能的に組み込むものとする。

(3) 集中操作盤

ポンプ揚水準備から、運転の全域にいたる各部の状況を把握できる自動揚水システムモニターを車両左右に設けること。

(4) 吸水口

75mmボールコック付き吸水口を車体左右に各1口設け、吸口エルボ（スイングエルボ）を介し、75mm×10m吸水管を取り付けること。

(5) 中継口

車体左右に各1口、中継圧制御バルブを配管埋め込み式で設けるとともに、65mmボールコック及びストレーナー付き中継口を取付け、先端に差込式65mm雌媒介金具を取り付けること。

(6) 放水口

- ア 65mmボールコック付き放水口を車体左右に各2口設けること。
- イ スイベル吐水口媒介(MCタイプ)雄媒介金具(65mm×50mm)を放水口の左右各1個取り付けすること。
- ウ 左右の放水口に吐水口媒介65mmを左右各1個取り付けすること。

(7) エゼクター装置

左右吸水口部にボールカップ付きで設けること。

(8) 冷却装置

補助ラジエター及びオイルクーラー、ポンプミッション系統とし、ボールカップ、ストレーナー及び予備回路付きで設けること。

(9) 給脂装置

グリースカップ(切替え用コック付き)を設け、ポンプ給脂必要部分に配管し、給脂できる構造とすること。

(10) 吸水口、放水口、中継口等の点検等ができるようコックは開放型とする。また、各ドレンバルブは90度開閉式とし、防錆効果の処置を施しボールコック付近に取り付けること。

(11) 水槽

ア 水槽容量1,5m³以上のステンレス製水槽を設けることとし、次による厚さの鋼材(JIS G 3101)又はこれと同等以上の強度を有するものであること。

(ア) 側板 4.0mm以上

(イ) 底部 6.0mm以上

(ウ) 上部 4.5mm以上。ただし、上部を通路とするものにあつては縞鋼板であること。

イ 水槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設けられ、水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、水槽内面は適当と認められる防食加工を施し内部には有効な波板を設けること。

ウ 水槽内部は清掃、点検、塗替等に便利な構造であること。

エ 電気式水量計(LED式)及びパイプ式水量系をゼブラシール張り赤色浮き子入りドレン付きで水槽左右にそれぞれ設けること。

オ 水槽は、オーバーフローパイプを設けること。

カ 補給口(積水口)を65mm差入雌媒介金具(キャップ付)で水槽左右に各1個設けること。
なお、水槽内の吐出口には満水時に止水できる閉塞弁を取り付けること。

キ 水槽はポンプによる自己補給が可能であり、送水コックを車体左右に設け、ポンプへの補給口及び排水口が設けられ配管には緩衝装置を施してあること。

ク 水槽上部にマンホールを設け、密閉できる構造とすること。

ケ 水槽下部にドレンコック(※経年劣化で開けた後、漏れることがあるので、錆に強いものに変更)を設けること。

(12) 自衛噴霧装置

ア 左右各3個計6個の自衛噴霧装置を設けること。

イ 操作はそれぞれ反対側から操作できること。

ウ 6個全部が同時噴霧できること。

エ ストレーナーを設け清掃しやすい構造とすること。

(13) 放水銃(泡ターレット)

ア 放水銃は、車両天井に設けて、本体の高さを伸縮できる構造とし、放水方向を任意の位置に変更できる構造とすること。

イ 放水銃は、容易に取り外しができ、地上に据え置いて使用できる構造とすること。

ウ 圧力計付で、緊急時に容易に閉鎖できる構造とすること。

エ 毎分約2,000ℓ以上の放水能力を有し、直噴霧の切替可能であり、発泡に対応できる筒先を取り付けること。

3 キャブ部艤装

(1) 車室は、堅牢な天蓋及びドアを有すること。

(2) 乗車定員は5名以上とし安全に乗車できる座席を設けてあること。

(3) 後部座席は背もたれを設け、空気呼吸器取付装置を4箇所設置し、上方に収納ボックスを取り付けること。また、後部座席後方上部にヘルメット掛け用のフックを可能な限り取り付けること。

(4) 後部座席下部シートは、脱着できる構造としシートの下部は開閉扉付きの一体型収納ボックスとすること。

(5) 座席シートは、防水性のシートを取り付け、容易に取り外せて洗浄可能なものとする。

(6) キャブ上部に赤色警光灯(LED式)、拡声器付電子サイレン用スピーカー、モーターサイレン及び標識灯を取り付け、CDプレーヤー(マイク装置含む)の音声をスピーカーより広報できるようにし、電子サイレンとモーターサイレンの電源線は単独配線とし別系統で配線すること。

(7) 電子サイレンアンプはダッシュボード付近に設けること。なお、電動サイレンは自動断続吹鳴装置付きでスイッチ(手動式)を助手席前付近の操作しやすい位置に取り付けること。

(8) キャブ内の配線は、フレキシブル配管内に配線し天井内張りには配線等の点検が容易にできるようにすること。

(9) 後部座席前部分に大型収納地図ボックスを1基設けること。

(10) カーエアコンを取り付けること。

(11) 車両バッテリーは収納箱を設け引き出し式とし、配線が干渉することなく、容易に充電及び点検が出来るような構造のものとする。

(12) 後部座席前方に握り棒を設けS字フックを5個取り付けること。

(13) フロントバンパーは、バンパー部分上部全面をアルミ縞鋼板敷きとし、キャビン上部に取手を設けること。(※衝突軽減ブレーキセンサー取り付けのため制作できないかも)

(14) 後部ドア左右にドアミラーを前部ドアと干渉しないよう取り付けること。

(15) 後退警報ブザーをスイッチ付きで取り付けること。

(16) フロアマット及び前後ドアに大型のサイドバイザーを取り付けること。

(17) バッテリーを電源とした正弦波インバーターを設け、ACC自動切り替え型とする。

インバーターは700W以上とし、車内及び電動資器材積載場所に100Vコンセントを設けることとし、コンセントの数及び取付位置については、別途協議する。

4 荷台部(車体部)の艤装

(1) ボディ側板は、一般構造用圧延鋼材(SS)を使用し、上端周辺を外側に折り曲げ加工すること。なお、各ステップ、床、ポンプ室天井板は、アルミ縞鋼材張りにて端部周辺を折り曲げ加工をした構造とし、荷台部上部の側板構造はあおり方式とすること。

(2) 車体後部に動力付ホース延長用資機材(ホースカー)をシャッター形式で収納し、人力で容易に展開して取り出すことができること。(収納方法は別途協議。)

(3) 後部乗員が安全に乗降できるよう、ステップをキャブ中央付近まで延長すること。

(4) 収納棚及び収納ボックス

ア 荷台部左右に可能なかぎりの大きさに収納棚を設けること。

イ 収納棚はシャッター形式(バーハンドル)とし、アルミ箱を設け各資機材を取り付けること。

ウ 左右リヤタイヤハウス前後に出来る限りの大きさに収納ボックスを設けること。また、重量資機材については引き出し式とすること。

エ 左右リヤタイヤハウス後部の収納ボックスの収納については、水利取水用資機材収納箱をアルミ製で設けること。

オ フェンダー部は展開ステップ式とする。

カ 収納ボックス扉はステップ式とすると共にステップ部はアルミ縞鋼板張りとし、また、チェーンレス式とし、扉の厚みには反射テープ及び止め金具のほかにサブストッパー（大型）を取り付けること。

キ 車体左右の収納ボックスに、容易にホース及び筒先を取り出せ、迅速に放水体形を取れる収納を1カ所ずつ設けること。

ク 車体左右の収納ボックスに、空気呼吸器を容易に取り出せ、装着できる収納を設けること。

ケ 各資器材を固定するためのステー及びバンド類を設けること。

(5) 荷台部上部の三連梯子用架台横に巻きホースが収納出来る大きさの収納箱を設けること。

(6) 荷台部上部にバスケット担架を固定できるバンド類を取り付けること。

(7) 三連梯子及び折りたたみ梯子を同時に昇降させるよう、手動式昇降装置（展開式）を引き出し後方下ろし式でダンパー付きで取り付けること。

(8) 梯子昇降装置はキャブチルトと連動し、三連梯子がキャブ屋根上に張り出している時は、作動しないように電動キャブチルト安全装置を取り付けること。また、併せて三連梯子落下防止策を講ずること。

(9) ポンプ側板は、吸水口及び中継口、放水口等コックの修理に必要な箇所の取り外しが可能な開放型とする。

(10) 前後に牽引用フック（はずれ防止付き、使用荷重2 t以上）を取り付け、耐荷重を表記した表示板を取り付けること。

(11) 車体上部への乗降に必要な昇降用として、昇降用梯子を設けること。なお、取付け位置は隊員が容易に昇降できるよう配慮すること。

(12) 各収納棚、ボックスは雨水等が入らないよう、扉部分にはパッキン等を取付けるか、同等の防水性能を有する構造とすること。

(13) 車体上部及び必要な部分には昇降等に必要な握り棒、手すり等を設けること。

5 動力付ホース延長用資機材

(1) ホースカーは電動アシスト付きとし、堅牢かつ軽量化するとともに65mmホース8本以上を積載できるものとする。また、ホースカー上部に上皿を設けホースバック2個（各50mmホース2本入り）を固定ベルト（シートベルト金具方式）2本で固定できるよう措置することとし、詳細は別途協議とする。

(2) ホースカーに小物類（分岐管、弁慶、ノズル類）をそれぞれ指定した箇所に取り付けることが出来るようにすること。

(3) ホースカーの積載状況確認灯を機能集中型操作スイッチ内に設けること。

(4) 積載した状態で充電できるように収納場所にコンセントを設けること。

6 照明灯関係

(1) 荷台部に作業灯（LED式）を取り付けること。また、作業灯は旋回及び伸縮式（手動）とすること。

(2) 左右リヤタイヤ付近に路肩灯（LED式）保護枠付を取り付けること。

(3) 車両後部左右にテールマーカーランプを取り付けること。

(4) モーターサイレン以外のスイッチは機能集中型操作スイッチ式を設けること。（外部スイッチ

は保護枠を取り付けること)

- (5) 室内の照明は、室内の前後席を有効に照明できる蛍光灯（ＬＥＤ式）を取り付けること。
- (6) スポットライト（スポット式・前後各１個）を設けること。また、フロントガラスに反射しない構造とすること。
- (7) 各装置、ポンプ室及び輻輳室、収納ボックス、収納棚等に保護枠付照明灯を取り付けること。
- (8) 作業灯関係のスイッチはバッテリースイッチ又はエンジンキーと連動する方式とすること。
- (9) シャッター及び収納扉の開閉状況が機能集中型操作スイッチで確認できること。
- (10) 車体前部左右、側部左右、後部左右、に保護枠付赤色点滅灯（ＬＥＤ式）を埋め込み式で取り付けること。
- (11) 固定照明灯を、車両左右側板上部及び、車両後部左右側板上部に埋め込み式（保護枠付）で取り付けること。

7 塗装

- (1) 車両は完全なる防錆を施し、朱色塗装を行うこととし各ステップはクリア塗装を行いステンレス及びアルミ以外の金属部分は、すべて塗装あるいはメッキを施し、露出部分がないようにすること。
- (2) 塗装色分け
 - ア 車体外板部、朱色塗装とする。
 - イ シャッターは、朱色塗装とする。
 - ウ 資機材積載部内面は、銀色とする。
 - エ 車体下回り及びフェンダー内面は、黒色とする。
 - オ キャビン内部は、シャシメーカーの標準色とする。
- (3) 文字書き等
 - ア キャビン左右ドア部に別途指示する文字を表示すること。
 - イ 標識灯に配備所属名を表示すること。
 - ウ キャブ前部、後部に配備所属名を白字にて表示すること。
 - エ キャブ上部に指定する対空標識を表示すること。
 - オ 後部上部左右及びシャッター部分に別途指示する文字を表示すること。
- (4) 文字の種類、大きさ及び色等、詳細については、落札後協議指示する。

第8 無線機等

- 1 消防専用電話装置（以下「無線機等」という。）取付け及び接続に係る艤装は次のとおりとする。また、無線機等とは無線機器一式（アンテナ、空中線共用機等含む）、送受信器（車内無線送受信器、車外無線送受信器）、スピーカー（室内、室外、切替トグルスイッチ）及びA V M装置一式とする。
 - (1) 無線機等については、旧車両より取外し指定した場所に取り付け出来るようにすること。
 - (2) 無線機等に関する配線は、車両艤装時点においてあらかじめ施工すること。
 - (3) 無線機本体、空中線共有器およびA V M制御部等は車両後部座席前側又は運転席及び助手席の間の操作ボックスに取り付け出来るようにすること。また、専用箱にA V M装置の取付け台を施工すること。施工箇所に設置する広さが取れない場合は協議のうえ他の場所に設置する。
 - (4) 無線送受信器（3台）及び無線スピーカー
 - ア 車内無線送受信器は、センターコンソール付近に送受信器用架台にて1台取り付け出来るようにすること。

イ 車外無線送受話器は、外側面左右ポンプ操作部付近の指定する場所にそれぞれ1台専用の収納ボックス（掛け金具付）にて、扉はロック付の約90度のストッパー付とし、送受話器を取り付け出来るようにすること。

ウ 室外用無線機スピーカーを車外無線送受話器付近左右に各1個、容易に交換できる構造で取り付けできるようにすること。また、室内用無線機スピーカーをキャビン内に取付けできるようにすること。

- (5) スピーカー「室内」、「室内外」切替トグルスイッチを車内に設置すること。
- (6) 無線機本体、A V M装置の電源（24V）は、バッテリーより直接配線（2系統）とすること。電源スイッチは、無線機及びA V M（兼用）とし、パイロットランプ付とする。
- (7) 無線機等のノイズ対策のため、アースボンディング及び無線機の電源線にノイズフィルターを取り付けること。
- (8) デジタル用アンテナは、電波障害のない位置（散光式警告灯から50cm以上離す）に取り付け出来るようにキャビン上部に取付け、キャビン貫通部は逆U字パイプを設け雨水等の侵入防止構造とする。
- (9) 無線機本体、空中線共用器及びA V M制御部等は、車両後部座席前側又は運転席及び助手席の間に専用の箱を設け取り付け出来るようにすること。
- (10) 無線機等に係るキャビン内の配線は、無線配線用のフレキシブル配管内に通すこと。なお、車内の内張りは容易に配管を点検できるよう措置すること。
- (11) 電圧が異なる場合は、変換コンバーターを取り付けること。
- (12) 無線設備移設に伴い、申請が必要な場合は、必要な手続きを行うこと。その際の費用は受注者の負担とする。

9 その他

- (1) 各スイッチ及びコック、レバー等の装置部分には、名称並びに開閉等の名板を取り付けること。
- (2) 収納ボックス及び取付金具等雨水の溜まる部分には水抜き穴を設け、収納ボックスはスノコ敷とすること。
- (3) 機器等がボディに接触する場所には、必要に応じアルミ保護板等を取り付けること。
- (4) 車両全部に電子式防錆装置を取り付けること。
- (5) 吹流し取付け金具を取り付けること。

10 取付け品、附属品及び特別艤装等

取付け品、取付け装置及び積載品、附属品並びに特別艤装等は次の別表による。

- (1) 別表1 取付品及び取付装置
- (2) 別表2 軽微な変更として備える取付品及び取付装置
- (3) 別表3 備えなければならない附属品
- (4) 別表4 軽微な変更として備える附属品
- (5) 別表5 特別な取付品、その他及び特別艤装等

別表1 取付品及び取付装置

番号	品 名	数量	備 考
1	ポンプ圧力計	2 個	側板左右計器盤取付け
2	ポンプ連成計	2 個	側板左右計器盤取付け
3	エンジン回転計	1 個	シャシ固有
4	エンジン油温計	1 個	シャシ固有
5	赤色警光灯	1 式	散光式警光灯取付け（中央部標識灯仕様）LED式
6	電子サイレン	1 式	パトライト 50W・マイク付取付け（スピーカー50W2個前向き取付）
7	照明灯	1 式	車体左右、後方に取付け
8	後退警報器	1 式	室内室外各1個取付け（メインスイッチ付）
9	標識灯	1 個	赤色灯一体型取付け

別表2 軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置

番号	品 名	数量	備 考
1	GPSナビゲーションシステム	1 式	取付け チューナーレス
2	電動サイレン	1 式	赤色灯一体型、自動断続吹鳴装置付き取付け
3	ポンプ回転計	2 個	側板左右計器盤取付け
4	流量計	2 個	左右取付け
5	キャブチルト装置	1 式	電動式
6	不凍液注入装置	1 式	ポンプ吸入式取付け
7	スタッドレスタイヤ	6 本	アルミホイール付
8	作業灯	1 式	LED式（150W）
9	車外無線送話機取出口	1 式	車体左右（埋込式）取付け
10	放水銃	1 式	YONE クロスファイヤー放水銃 天井取付け (NV-65MF、ポータブルベース含む)
11	水タンクヒーター	1 式	取付け

別表3 備えなければならない附属品

番号	品 名	数量	備 考
1	吸 管	2 本	軽量吸管 7 5 mm× 1 0 m 取付け
2	吸口ストレーナー	2 個	取付け
3	吸管ストレーナー	2 個	取付け (町野式、着脱可能なもの)
4	吸管ちりよけかご	2 個	取付け
5	吸管まくら木	2 個	
6	吸管ロープ	2 本	取付け
7	消火栓金具	1 個	7 5 mmメスネジ× 6 5 mm差入メス、ロープ引上式 取付け
8	中継用媒介金具	2 個	6 5 mmメスネジ× 6 5 mm差入メス、取付け
9	消火栓開閉金具	1 式	
10	吸管スパナ	2 個	取付け
11	管そう	2 本	eノズルフォルダー (PEH-50A)
12	ノズル	4 本	ボアテックスノズル (50mm、0.7Mpa) × 2 ホースカー ー取付け クアドラノズル (40mm、0.5Mpa) × 2
13	放口媒介金具	4 個	6 5 mmメスネジ× 6 5 mm差入オス、取付け
14	とび口	2 本	1.5m 取付け
15	金てこ	1 本	初田製作所 Y S - Legacy - Halligan
16	剣先スコップ	1 本	取付け
17	ホース延長資器材	1 式	電動アシスト付きホースカー ヤマハ クロスクイッカー (8 本入り) スノータイヤ、アンダーガード
18	はしご	1 式	関東梯子 折りたたみ梯子 ステンレス製KS4 2 取付け
17	車輪止	2 個	取付け
18	消火器	1 本	自動車用 (A B C 粉末 6 kg型) 取付け
19	ポンプ工具	1 式	
20	消防用ホース	30 本	6 5 mm× 2 0 m (使用圧 1 6 k) カラー保護リング付

- (注1) 1 消防用ホース（結合金具を除く）の規格は、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）によること。
- 2 消防ポンプ用ホース、吸管、ノズル等の結合金具の規格は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）によること。
- 3 消防用吸管（結合金具を除く）の規格は、消防用吸管的技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第25号）によること。

別表4 軽微な変更として備えることができる附属品

番号	品 名	数量	備 考
1	タイヤチェーン	1 式	カムタイト式
2	分岐管	1 個	5 0 mm・6 5 mmマルチ
3	ホースブリッジ	4 式	
4	照明器具	1 式	佐藤工業 FLASHBOY LED SPECTRA MOBILE 予備バッテリー、三脚、車載用充電器
5	おの	1 個	初田製作所 YS-Axe
6	スタンドパイプ	1 式	
7	特殊ノズル	1 式	トランスフォーマーピアシングノズル (収納袋付き)
8	特殊ノズル用ホース	4 本	4 0 mm×4 本 ダブルジャケット カラー保護リング付 (使用圧2 0 k)

別表5 その他

番号	品 名	数量	備 考
1	消防章	1 式	取付け
2	車両充電器	1 式	取付け (マグネット入力)
3	媒介金具	4 式	6 5 mm差入オス×6 5 mm差入オス、6 5 mm差入メス×6 5 mm差入メス、5 0 mm差入オス×4 0 mm差入メス×2 (段下げ)
4	消火栓金具	1 個	7 5 mmメスネジ×6 5 mm差入メス、ロープ引上式添付
5	車輪止め	2 個	
6	合図灯	3 本	LED 電池式
7	カラーコーン	5 個	伸縮構造 LED点滅式

8	携帯用サーチライト	3 式	レッドレンザー P17 R Core、充電コード付き
9	照明器具	2 式	日本グローバル照明株式会社 ポータブルバルーンライト PBF- 250W
10	発電機	1 式	HONDA EU9i
11	携帯電源	1 式	Jackery Solar Generator 2000 New ポータブル電源 セット キャリーバック付き
12	携帯用ハンドマイク	1 個	レイニーメガホン タフPlus 6Wサイレン音付
13	筒先員連絡機	5 台	トランシーバー 電池式
14	空気呼吸器	5 基	重松製作所 A 1 - 1 2 型 (ポンベ530CⅢ型付)
15	エアラインマスク	1 基	重松製作所 エアラインマスク Z-AL (CS)
16	空気呼吸器用予備ポンベ	5 本	530CⅢ型 (ポンベカバー、所属ステッカー付)
17	手かぎ	1 式	貯水槽用 (中) 2 本 (大) 2 本、消火栓用 1 本
18	消防用ホース	30 本	5 0 mm×2 0 本 カラー保護リング付 (使用圧 1 6 k) 4 0 mm×1 0 本 ダブルジャケット カラー保護リン グ付 (使用圧 20 k)
19	ホースバック	8 個	5 0 m m ホース 2 本用×2、6 5 m m ホース 2 本用×2 4 0 m m ホース 2 本用×4
20	防水シート	1 枚	約 3 m×4 m
21	熱画像装置	1 式	F L I R K65
22	送排風機	1 式	MT ターボ MT240 N E O
23	電気自動車火災用資器材	1 式	YONE ファイヤーブランケット CAR PRO X
24	消防隊員除染資器材	1 式	火災現場除染用キット MR 1
25	三連梯子	1 式	関東梯子 チタン製三連梯子 KHA-87 取付け
26	救助ロープ	1 式	難燃性スタックスロープ 11mm 200m×1
27	ロープバック	1 式	BULLRESCUE BE-030×1
28	要救助者用縛帯等	4 式	KEM エバキュエーション・トライアングルコンビⅡ クイックストラップ Emergco 社製 デラックスサバイバースリング ハーフスケッドストレッチャー S K-220-OR
29	バスケット担架	1 式	FERNO モデル 71 バスケットストレッチャー (収納袋)
30	担架 1 箇所吊りセット	1 式	ポー×1、バルカン×4、ジェーン×4
31	大ハンマー	1 本	両口 4.5 k g 取付け

32	バール	1 本	取付け
33	絶縁ボルトクリッパー	1 本	取付け
34	爪付きジャッキ	2 基	EAGLE Eシリーズ ET-100L
35	切断器具（大）	1 式	ハスクバーナ 電動エンジンカッター K 540i
36	切断器具（小）	1 式	マキタ 充電式ディスクグラインダ GA052 100mm (40Vバッテリー2基、充電器、収納ケース付き)
37	チェーンソー	1 式	ハスクバーナー 電動チェーンソー 540i XP (予備バッテリー×1、予備チェーン×1組含む)
38	鉄筋カッター	1 式	マキタ 電動鉄筋カッター SC001G 40V (予備バッテリー×1、収納ケース含む)

（注）参考規格品以外のものを取付け、また積載する場合については、発注者の承認を得て記載機種と比較して性能及び外観等が同等以上のものであること。

車載用無線装置及び車載端末装置の車両設置に係る仕様書

(概要)

第1条 本仕様書は、車載用無線装置（車載用無線装置の機能を有するために必要な付属する機器を含む。（以下「無線機」という。））及び車載端末装置（車載端末装置の機能を有するために必要な付属する機器を含む。）の新規設置又は移設設置における必要な事項を定める。

(留意事項)

第2条 受注者は、次の各号に留意するものとする。

- (1) 無線機及び車載端末装置（以下「無線装置等」という。）の新規設置又は移設設置、調整、技術的操作、無線交信試験等における作業（以下「設置作業」という。）は、無線局登録点検員の資格を有する者又はその監督のもとに行わせなければならない。
- (2) 消防局職員と事前の打ち合わせを十分に行い、一方的な解釈で設置作業は行わないこと。
- (3) 消防局の無線運用に支障を与えないよう留意し設置作業を実施し、必要な場合は消防局職員へ申し出ること。
- (4) 無線装置等は、消防局が別途契約している保守管理契約の対象装置であり、設置作業において必要な場合は職員に申し出て保守管理受託業者と協議を行うこと。
- (5) 新規設置又は移設設置に係る作業において発生する一切の経費は、仕様の範囲に含むものとする。

(対象車両)

第3条 新規に無線装置等を設置する車両（以下「新規車両」という。）及び既設の無線装置等を積載している車両（以下「既設車両」という。）は、消防局職員が指定する。

- (1) 新規車両 皆生タンク車 （下記 (2) 既設車両から無線装置等の移設設置）
- (2) 既設車両 皆生タンク車 （無線装置等の移設後に廃車予定）

(作業範囲)

第4条 無線装置等を実設設置する場合の作業範囲は、次の各号の範囲をいう。

- (1) 既設車両に設置してある無線装置等の事前動作試験及び取り外し
- (2) 無線機の新規車両への設置及び単体動作試験
- (3) 車載端末装置の新規車両への設置及び単体動作試験
- (4) 無線機と車載端末装置との接続
- (5) 接続後の無線試験交信及び総合試験

2 無線装置等を移設設置する場合の作業範囲は、次の各号の範囲をいう。

- (1) 既設車両に設置してある無線装置等の事前動作試験及び取り外し
- (2) 無線機の新規車両又は既設車両への設置及び単体動作試験
- (3) 車載端末装置の新規車両又は既設車両への設置及び単体動作試験
- (4) 無線機と車載端末装置との接続
- (5) 接続後の無線試験交信及び総合試験

(設置作業等)

第5条 設置作業は、次の各号により実施するものとする

- (1) 設置作業の実施場所は、電波管理上の点から消防局、消防署又は出張所の敷地内とする。
- (2) 設置作業は、作業日当日に完了するものとする。ただし、設置作業において特別な事情が発生した場合は、直ちに消防局職員にその旨を申し出て協議を行うものとする。
- (3) 既設車両から無線装置等を取り外す場合は、取り外し前及び作業中に消防局職員の確認を受けること。
- (4) 無線装置等の総合試験は、別紙1の作業明細により実施すること。
- (5) 無線機の調整は、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に定める電波の質の許容値、その他電波法関係法令に定める規格及び別紙2の試験調整項目表に定める項目とする。ただし、特別に許容値を設ける場合は別に指示する。
- (6) 設置作業において無線装置等に故障、不具合等が発見された場合は、受注者で調査するとともに、消防局職員へ報告し適切に対応すること。
- (7) 機器の取り付け位置、貫通部の位置、その他の疑義が生じた場合は、消防局職員の指示を受けること。
- (8) その他設置作業に必要な事項は、別紙1の作業明細に定める。

(対象機器)

第6条 対象機器は次のとおりとする。(対象車両1台分)

機 器 名	数	単 位	新規又は移設の区分
無線機	1	台	移設設置
空中線共用器	1	式	移設設置
空中線及びベース	2	台	新設設置 (1/4 λ 空中線ベース付) 260MHz 用 2
ハンドセット及び掛金具	3	式	新設又は移設設置
外部スピーカー	3	台	新設設置 (車外用 2 台、車内用 1 台) 車外用は防水型
外部スピーカー用スイッチ	1	台	新設設置 (艀装設置 2 P スイッチ)
車載端末装置	1	式	移設設置
車外設定装置	2	式	移設設置
無線装置等の機能を有する ために必要な機器	1	式	新設又は移設設置

(検査)

第7条 設置作業が完了したら消防局職員へ申し出て、完了検査を受けなければならない。

(保証)

第8条 設置作業後1年以内に生じた故障、不具合等で、明らかに受注者の責任と見なされるものは無償で修理を行うものとする。

(協議)

第9条 本仕様書に明記されない事項で疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

作 業 明 細

1. 取り外しに関する基本事項

- (1) 無線装置等の取り外しは、移設後正常に動作するよう十分留意して行うこと。
- (2) 無線装置等を取り外す前に、機器電源を切り、バッテリーに直接接続してある電源線を外すこと。
- (3) バッテリー端子、その他の電源線は、ショート等が発生しないように処置し作業すること。
- (4) 既設車両の空中線及び空中線ベースの車体貫通部は、取り外した後に雨水が入らないよう適切な処置を行っておくこと。
- (5) 車両のパネル、内装材、コンソール等（以下「車両パネル等」という。）を取り外した場合は、作業後に復旧すること。

2. 取り付けに関する基本事項

- (1) 車両パネル等の一部に穴をあける必要がある場合は、消防局職員の指示を受けること。
- (2) ケーブル又は配線が、車体、車両パネル等を貫通する場合は、貫通部保護を行うこと。
- (3) 車両パネル等を取り外した場合は、作業後に当初の状況に復旧すること。ただし、消防局職員の指示により加工した部分を除く。

3. 取り付け基準

- (1) 無線機は、新設車両のダッシュボード、コンソール等に設置し、運転席又は乗員席から操作ができること。
- (2) 無線機のアースは、確実に車体アースを取ること。
- (3) 無線機の電源は、車両のバッテリーから直接取ること。
- (4) ハンドセットは、無線機に隣接するように設置すること。
- (5) 補助ハンドセットを取り付ける場合は、消防局職員の指示する位置に設置すること。
- (6) 車内に外部スピーカーを取り付ける場合は、運転者や乗員に支障がない位置に設置すること。
- (7) 車外に外部スピーカーを設置する場合は、キャブ内に外部スピーカー用スイッチを取り付けるものとする。
- (8) 空中線及び空中線ベースの取り付け位置は、車体の屋根上とすること。ただし、車体の構造上支障がある場合は、消防局職員と協議し設置場所を決定すること。
- (9) 空中線及び空中線ベースのアースは、確実に車体アースを取ること。
- (10) ケーブル又は電線が車体を貫通する場合は、当該貫通部から雨水が浸入しないよう処置すること。
- (11) 車載端末装置の操作部は、容易に操作ができる位置に設置すること。
- (12) 車載端末装置の制御部は、座席の下等で乗車に支障がなく、かつ、乗員の踏みつけ等による破損が起らない位置とすること。
- (13) 車載端末装置の制御部ケーブルは純正品に限るものとし、また、指定されたケーブル長を超えることはできない。
- (14) 設置作業に当たって、既設ケーブルの劣化又は破損、取り付け位置の関係でケーブル長の不足等を確認した場合は、消防局職員に報告し必要な場合は艤装メーカーと協議を行うこと。

4. 無線機の試験

- (1) 無線機の実装が完了したら、別紙2の試験調整項目表に従い無線機の試験を実施すること。特に、送信出力（空中線のマッチング）、送信周波数、変調特性等、調整を必要とする項目は職員の確認を受け入念に行うこと。
- (2) 無線機の通話試験は、無線機に搭載されている送信周波数で必要なものを順次発射し、消防局との無線交信状況を確認することとする。

5. 車載端末装置の試験

- (1) 単体動作試験
 - ①電源投入試験
車載端末装置の電源投入及び電源切断を実施し、正常に起動することを確認すること。
 - ②動態操作試験
車載端末装置の各動態ボタンを押し、機器ディスプレイ上の表示を確認すること。
- (2) 動作試験は、別紙2の試験調整項目表に従い動作試験を行うこと。

① I D 確認試験

無線機と接続後、車載端末装置の動態ボタンを押し、指令システム上で指定 I D の車両動態が変化するか確認すること。

② 動態登録試験

車載端末装置の各動態ボタンを押し、指令システム上の動態変化と整合が取れていることを確認すること。

試験調整項目表

1. 取り外し前

(1) 無線機の試験

項 目	摘 要
外観点検	キズ等の有無、その記録
電源電圧測定	バッテリー
送信出力	全チャンネル (進行波電力、反射波電力)
通話試験	指定するチャンネル (例：活動波 1、活動波 3、統制波 1)

(2) 車載端末装置の試験

項 目	摘 要
外観点検	キズ等の有無、その記録
機能試験	操作及び機能全般
車両位置情報	車両 G P S との連動
試験動態	全動態

2. 取り付け後

(1) 無線機の試験

項 目	摘 要
外観点検	キズ等の有無、その記録
電源電圧測定	バッテリー
送信出力	指定するチャンネル (例：活動波 1、活動波 2、活動波 3、活動波 4)
送信周波数	同上
スプリアス輻射強度	同上
変調精度	同上
通話試験	指定するチャンネル (例：活動波 1、活動波 3、統制波 1)

(2) 車載端末装置の試験

項 目	摘 要
外観点検	キズ等の有無、その記録
I D 確認試験	
機能試験	操作及び機能全般
車両位置情報	車両 G P S との連動
試験動態	全動態

(3) 無線装置等の総合試験

項 目	摘 要
無線装置と車載端末装置の機能連動試験	車載端末装置による無線チャンネルの切り替え 無線装置による動態・位置情報の送信機能等
その他、無線装置等に関する総合試験	

年 月 日

入 札 書 （ 第 回 ）

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成8年鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号）第2条において準用する米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和3年鳥取県西部広域行政管理組合規則第7号）第2条において準用する米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）を承知の上、次のとおり入札します。

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

件 名	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の納入
納 入 場 所	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局
入 札 金 額	金 円

注意

- 1 入札書は、封書にし、封筒表面に「入札書在中」と表示し、裏面に件名、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、入札金額の訂正はできません。

年 月 日

辞 退 届

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記の入札物件について、第 回目の入札を辞退します。

記

- 1 件 名 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の納入
- 2 開 札 日 年 月 日
- 3 辞 退 理 由

年 月 日

入 札 物 品 確 認 書

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

提出者 商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記の入札物件について、次のとおり確認書を提出します。

記

1 件 名 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の納入

2 開 札 日 年 月 日

3 入 札 物 品

※ 該当する項目の□をチェックしてください。

☐ 仕様書に定める規格で入札に参加

☐ 仕様書に定める規格以外の同等品で入札に参加(組合の認定が必要)

【添付資料】

・同等品の仕様が確認できる書類(カタログ等)

(仕様書に定めるもの以外の同等品で入札に参加する場合の認定結果等)

認定結果は、令和8年6月19日(金)正午までに電話又はファクシミリにより回答いたします。

なお、不適合となった場合は、令和8年6月22日(月)正午までに同等品の再提出を行い、再認定を受けることを認めることとします。

○郵便入札封筒貼付用様式（表面）

※一点鎖線部分を切り取り、長3封筒に
貼付してご使用ください。

配 達 日
指定郵便

配達指定日

令和8年7月6日（月曜日）

入
札
書
在
中

〒689-3403

鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合

事務局総務課 入札財政担当 行

○郵便入札封筒貼付用様式（裏面）

《入札書の郵送にあたっての注意事項》

- 1 当組合が入札案件ごとに定める配達日を必ず郵便局で指定してください。
- 2 差出日と配達指定日には、あいだ2日間が必要となります。
- 3 「特定記録郵便」「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
- 4 入札書1件につき、封書1通を使用してください。

入 札 番 号	広消20
案 件 名	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の納入
差出人 住所 商号又は名称 代表者の職氏名	※

※ 必ず記入してください。記入のないものは無効となります。